

公益社団法人砂防学会表彰規程

(総則)

第1条 公益社団法人砂防学会が行う表彰は、この規程に定めるところによる。

(表彰区分)

第2条 本学会による表彰を「砂防学会賞」と称する。

2 砂防学会賞は次の区分により、賞状を授与して行う。

- (1) 論文賞
- (2) 論文奨励賞
- (3) 技術賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、論文により砂防に関する学術の発展に顕著な貢献をなしたと認められる者に授与する。

(論文奨励賞)

第4条 論文奨励賞は、独創性および将来性をもって、論文により砂防学の発展に寄与すると認められる者に授与する。

(技術賞)

第5条 技術賞は、技術の開発及び実施により砂防技術の発展に顕著な貢献をなすと認められる者（団体を含む）に授与する。

(授賞者の資格)

第6条 砂防学会賞の授賞資格者は以下の者である。

- (1) 論文賞
会員、非会員を問わない。共著であっても主著者1名を原則とする
- (2) 論文奨励賞
会員、非会員を問わない。ただし、対象論文が掲載された学術雑誌等の発刊日に、満35歳以下の者とする。共著であっても主著者1名を原則とする
- (3) 技術賞
会員、非会員を問わない。個人の場合は1ないし5名、団体の場合はその代表者とする。

(砂防学会賞候補者の募集)

第7条 砂防学会賞候補者の募集は、別に定める砂防学会賞授賞候補者推薦要領に基づいて行われる。

(選考委員会)

第8条 学会長は、授賞候補者を理事会に推薦するために、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、編集部会長のほか、理事会によって選出された委員で構成する。
- 3 選考委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 4 選考委員会の委員長は編集部会長が務める。
- 5 選考委員会の審議は非公開とする。

(授賞候補者の審査と推薦)

第9条 選考委員会は、砂防学会賞授賞候補者推薦要領に従い、厳正な審査を経て、第7条により応募のあった砂防学会賞候補者から授賞候補者を選考し、理事会に推薦する。

(授賞者の決定)

第10条 理事会は、選考委員会からの授賞候補者の推薦に基づき、授賞者を決定する。

- 2 授賞者決定の審議に当たり、理事が推薦された該当者であるか、またはその利害関係者である場合は、当該理事はその賞の授賞者の決定審議に加わることはできない。
- 3 利害関係者とは推薦された該当者と下記のような関係にある場合を指す。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究あるいは共同開発を行う関係（共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会のメンバーにおいて、緊密な関係にある者等）
 - (3) 同一講座および同一企業等の所属関係
 - (4) 当該授賞対象者に関する評価が理事の直接的な利益につながると見なされるおそれのある関係もしくは競争関係
- 4 決定審議に加わることのできる出席者の過半数以上の賛成をもって、理事会は推薦された授賞候補者を授賞者として決定する。

(表彰の時期)

第11条 表彰は毎年の通常総会において行う。

附則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。